

税の申告は忘れずに

2月17日～3月16日

令和元(平成31)年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月17日から3月16日までの期間に行われます。なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。

また、下記の日程で都合の悪い方については、期間内において役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※申告期間前の受付については、課税資料準備の都合上2月7日からとなり、それ以前の受付・お預かりは一切できませんのでご了承ください。

申告が必要な方

令和2年1月1日現在、長

万部町内に住所を有し、令和元(平成31)年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。

①農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。

②大工、左官、日雇いなどに従事していた方。

③給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。

④地代、家賃、株式配当など

の所得があつた方。

⑤山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。

⑥給与所得者で※雑損控除、医療費控除を受けようとする方。

※雑損控除：自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

申告が必要な方

本人および生計を一つにする家族の令和元(平成31)年

中の医療費金額が、10万円(または総所得金額の5%のうち小さい方の金額)を超えた場合(上限200万円)、この申告を行うことで令和元(平成31)年中に納めた所得税の還付および令和2年度の道町民税額を抑えることができます。

るもの、所得集計に必要な書類(例えば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など)を忘れずにご持参ください。

税額は、令和元(平成31)年の所得等を基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。

なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと令和2年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。

申告に必要な書類を用意しましょう

印鑑、マイナンバーのわか

国民健康保険に加入されている方は忘れずに申告を

令和2年度の国民健康保険

【お問い合わせ先】
税務課 ☎2-2452

住民税の申告と納税相談日程

回	月日	曜日	会場	対象地区名	時間
1	2月17日	月	役場2階会議室	曙大町	9時00分～16時00分
2	2月18日	火	役場2階会議室	本元町	9時00分～16時00分
3	2月19日	水	役場2階会議室	陣屋 屋泉町	9時00分～16時00分
4	2月20日	木	役場2階会議室	高砂町	9時00分～16時00分
5	2月21日	金	役場2階会議室	南栄町	9時00分～16時00分
6	2月25日	火	役場2階会議室	新開町	9時00分～16時00分
7	2月26日	水	役場2階会議室	大旭 浜浜	9時00分～16時00分
8	2月27日	木	役場2階会議室	平里・富野 栗岡・栄原 共立	9時00分～16時00分
9	3月2日	月	国縫振興会館	豊津・豊野 国縫・茶屋川	10時00分～16時00分
10	3月3日	火	静狩振興会館	静狩	10時00分～16時00分
11	3月4日	水	双葉振興会館	美畑・双葉 知来・蕨	10時00分～14時00分
12	3月5日	木	中ノ沢振興会館	花中ノ 岡沢	10時00分～14時30分